

障害者部会（第32回）	資料3
平成20年5月28日	

# 資 料

○障害者の範囲	1
○サービスの利用状況(利用者負担含む)	8
○相談支援	20
○権利擁護	24

## 「障害者」の定義に関する規定の状況

### 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

### 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

### 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

(身体障害者)

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表(※)に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

※別表に定められている障害の種類

- ①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

## <参考> 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)

※ 「知的障害者」の定義規定はない。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

# 身体障害者手帳制度の概要

## 1. 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

## 2. 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている）

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

## 3. 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

（7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。）

## 4. 交付者数（平成18年度末現在）

4,895,410人（1級：1,468,438人、2級：851,155人、3級：844,117人、4級：1,056,401人、5級：342,887人、6級：332,412人）

# 療育手帳制度の概要

## 1. 概 要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し交付する。

根拠：療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）

※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言（ガイドライン）であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

## 2. 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

## 3. 障害の程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

○重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
  - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
  - 異食、興奮などの問題行動を有する。
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外（B）の基準

重度（A）のもの以外

## 4. 交付者数（平成18年度末現在）

727,853人（重度（A）：331,672人、それ以外（B）：396,181人）

# 精神障害者保健福祉手帳制度の概要

## 1. 概要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

根拠：精神保健福祉法第45条

## 2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっており、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

## 4. 交付者数（平成18年度末現在）

404,883人（1級：73,810人、2級：248,102人、3級：82,971人）

## 障害者手帳交付者数の状況

年度末現在交付者数（人）

	身体障害者手帳						療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体不自由	内部障害			
平成18年	4,895,410	389,603	447,022	59,016	2,720,337	1,279,432	727,853	404,883

（出典）身体障害者手帳及び療育手帳については、福祉行政報告例。精神障害者保健福祉手帳については、衛生行政報告例。

## ○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

### 附 則

#### (検討)

第3条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ○ 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書 (平成19年12月7日)(抜粋)

### Ⅲ 見直しの方向性

#### 3 障害者の範囲

○ 発達障害者を始めとする「障害者の範囲」については、引き続き検討。



# 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

## <旧サービス>

## <新サービス>

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ移行(※)

ホームヘルプ  
(居宅介護)

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

ショートステイ  
(短期入所)

生活介護

療養介護

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

児童デイサービス

障害者支援施設での夜間ケア  
(施設入所支援)

グループホーム  
(共同生活援助)

ケアホーム  
(共同生活介護)

訪問系

日中活動系

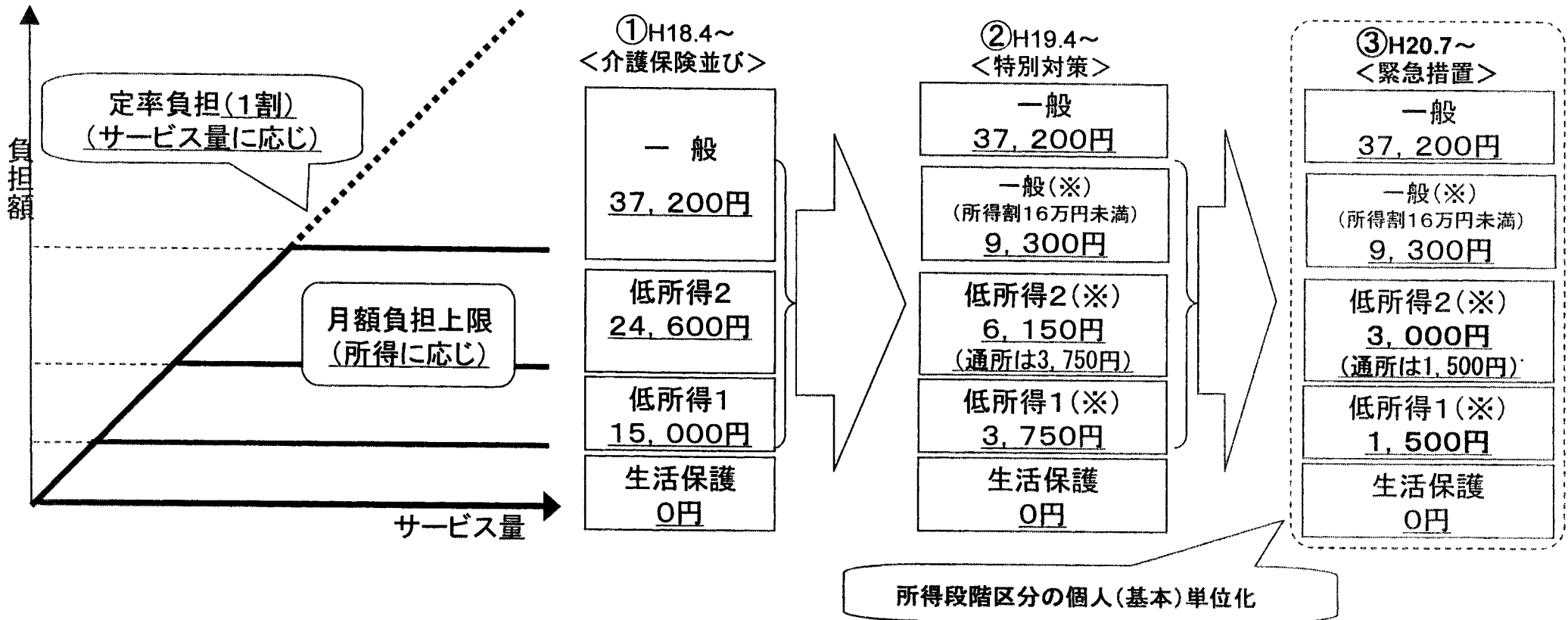
居住系

※概ね5年程度の経過措置期間内に移行  
 ※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

# 所得段階に応じた負担限度額の設定 (居宅・通所サービスの場合)

障害者

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置 (②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)

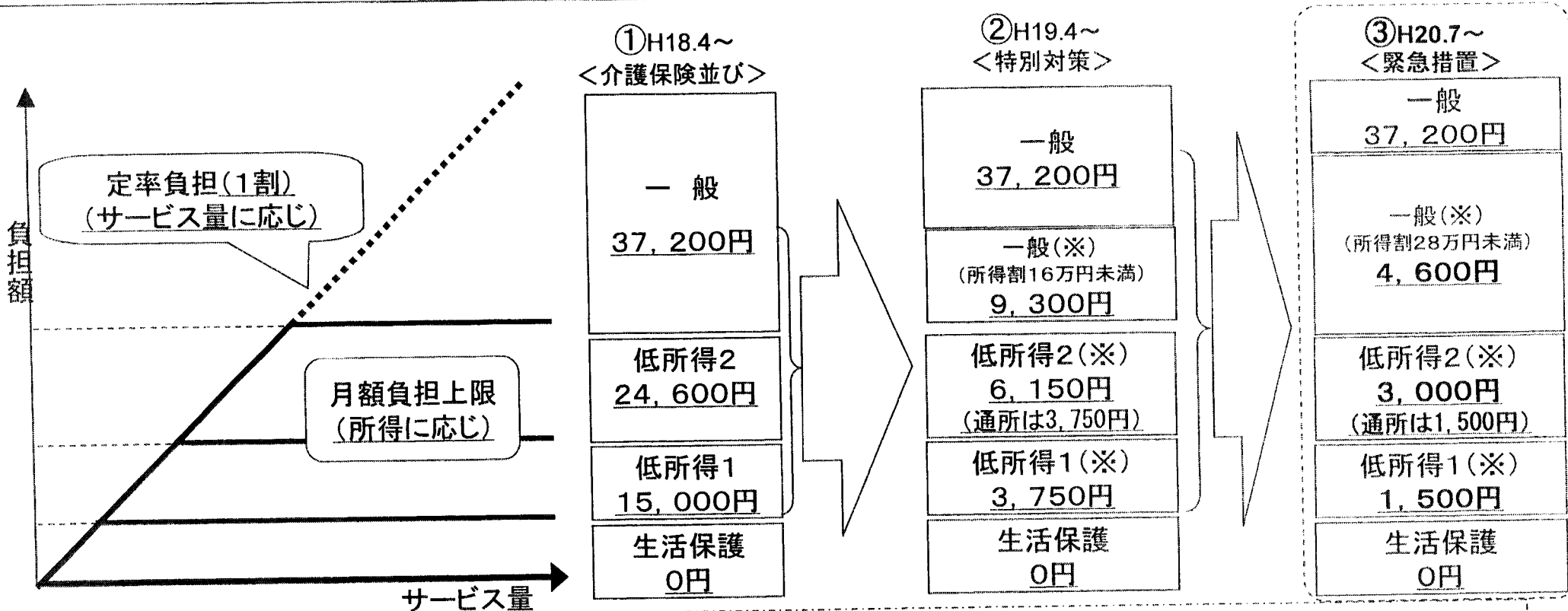


- (1) 一般:市町村民税課税世帯
  - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
  - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
  - (4) 生活保護:生活保護世帯
- (※)資産要件有り

# 所得段階に応じた負担限度額の設定 (居宅・通所サービスの場合)

障害児

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置  
(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
  - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
  - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
  - (4) 生活保護:生活保護世帯
- (※)資産要件有り